

資料番号	3
------	---

令和6年9月12日
課名 土木建築局技術企画課
担当者 課長 後藤
内線 3852

台風第10号による公共土木施設の被害等について

1 要旨・目的

台風第10号による公共土木施設の被害等について報告する。

2 現状・背景

台風第10号による気象状況は次のとおり。

(1) 風速の状況（8月28日13時～8月31日9時）

	1	2	3
最大風速	本郷 14.5m/s 8/29 17:06	呉 10.5m/s 8/29 19:54	大竹 9.9m/s 8/29 21:23
最大瞬間風速	本郷 20.6m/s 8/29 19:13	生口島 18.7m/s 8/29 10:43	呉 18.6m/s 8/29 20:16

(2) 累積雨量の多い主な地点（8月28日13時～8月31日9時）

市区町	観測局	累積雨量 (mm)
広島市佐伯区	大谷（おおたに）	280.0
安芸太田町	横川（よこがわ）	268.0
廿日市市	中道（なかみち）	262.0

(3) 時間雨量の多い主な地点（8月28日13時～8月31日9時）

市区町	観測局	時間雨量 (mm)	観測時間
庄原市	千鳥（ちどり）	49.0	8/30 22:40
福山市	大谷山（おおたにやま）	33.0	8/30 15:50
神石高原町	有木（あるぎ）	31.0	8/31 0:20

3 概要

(1) 対象者

被災された県民・事業者等

(2) 事業内容

台風第10号による市町別の公共土木施設災害の発生状況は表のとおり。

(単位：千円)

事務所	区分	県		市町（広島市を除く）		合計	
	市町	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
東部		1	72,000	3	18,000	4	90,000
	神石高原町	1	72,000	3	18,000	4	90,000
庄原		19	256,800	32	352,800	51	609,600
	庄原市	19	256,800	32	352,800	51	609,600
合計		20	328,800	35	370,800	55	699,600

※箇所数及び金額は、今後変動する可能性がある。

(参考) 令和6年度の豪雨等による災害の発生状況

(単位：千円)

災 害 (発 生 日)	区 分	県		市 町 (広島市を除く)		合 計		備 考
		箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	
5月豪雨 (5月28日)	道路	-	-	1	8,722	1	8,722	査定決定額
	小計	-	-	1	8,722	1	8,722	
6月豪雨 (6月22日～23日)	河川	1	11,000	-	-	1	11,000	国への 災害報告額
	小計	1	11,000	-	-	1	11,000	
6～7月豪雨 (6月29日～7月2日)	河川	21	340,380	16	125,720	37	466,100	国への 災害報告額
	砂防	9	130,400	-	-	9	130,400	
	道路	2	26,000	19	210,280	21	236,280	
	橋梁	-	-	1	48,000	1	48,000	
	小計	32	496,780	36	384,000	68	880,780	
7月豪雨 (7月10日～11日)	河川	3	32,000	10	96,700	13	128,700	国への 災害報告額
	道路	1	50,000	13	84,900	14	134,900	
	小計	4	82,000	23	181,600	27	263,600	
7月豪雨 (7月23日～24日)	河川	1	12,960	2	29,400	3	42,360	国への 災害報告額
	小計	1	12,960	2	29,400	3	42,360	
8月豪雨 (8月4日)	河川	1	6,000	-	-	1	6,000	国への 災害報告額
	砂防	1	12,000	-	-	1	12,000	
	小計	2	18,000	-	-	2	18,000	
8月豪雨 (8月24日～25日)	道路	-	-	1	10,800	1	10,800	国への 災害報告額
	小計	-	-	1	10,800	1	10,800	
台風第10号 (8月28日～31日)	河川	18	247,200	15	192,000	33	439,200	国への 災害報告額
	道路	2	81,600	20	178,800	22	260,400	
	計	20	328,800	35	370,800	55	699,600	
合 計		60	949,540	98	985,322	158	1,934,862	

※公共土木施設災害復旧事業の採択要件：1箇所の工事の費用が県120万円以上、市町60万円以上。

※国への災害報告時点等の箇所数及び金額は、今後変動する可能性がある。

※災害査定では、公共土木施設管理者の国庫負担申請を受け、被災現場において、査定官（国土交通省）、立会官（財務省）、申請者（県・市町）の三者合意により、復旧の範囲、工法及び金額が決定される。